

びいず社労士FP事務所通信

3

March
2011

発行:びいず社労士FP事務所
〒466-0058 名古屋市昭和区白金 3-20-24-308
TEL:052-881-0404 FAX:052-881-0440 email:bunko.sato@b-z.jp
通巻 20号

4月納付分より協会けんぽの保険料率が引き上げられます!

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成23年度の保険料率の引き上げを決定しました。一般保険料率(都道府県単位)については、全国平均で、平成22年度の9.34%から9.50%に上昇します。適用は、平成23年3月分(4月納付分)からになります。

1 一般保険料率(都道府県単位保険料)

| | 変更前 | | 変更後 | | 変更前 | | 変更後 |
|------|-------|---|-------|------|-------|---|-------|
| 北海道 | 9.42% | ⇒ | 9.60% | 滋賀県 | 9.33% | ⇒ | 9.48% |
| 青森県 | 9.35% | ⇒ | 9.51% | 京都府 | 9.33% | ⇒ | 9.50% |
| 岩手県 | 9.32% | ⇒ | 9.45% | 大阪府 | 9.38% | ⇒ | 9.56% |
| 宮城県 | 9.34% | ⇒ | 9.50% | 兵庫県 | 9.36% | ⇒ | 9.52% |
| 秋田県 | 9.37% | ⇒ | 9.54% | 奈良県 | 9.35% | ⇒ | 9.52% |
| 山形県 | 9.30% | ⇒ | 9.45% | 和歌山県 | 9.37% | ⇒ | 9.51% |
| 福島県 | 9.33% | ⇒ | 9.47% | 鳥取県 | 9.34% | ⇒ | 9.48% |
| 茨城県 | 9.30% | ⇒ | 9.44% | 島根県 | 9.35% | ⇒ | 9.51% |
| 栃木県 | 9.32% | ⇒ | 9.47% | 岡山県 | 9.38% | ⇒ | 9.55% |
| 群馬県 | 9.31% | ⇒ | 9.47% | 広島県 | 9.37% | ⇒ | 9.53% |
| 埼玉県 | 9.30% | ⇒ | 9.45% | 山口県 | 9.37% | ⇒ | 9.54% |
| 千葉県 | 9.31% | ⇒ | 9.44% | 徳島県 | 9.39% | ⇒ | 9.56% |
| 東京都 | 9.32% | ⇒ | 9.48% | 香川県 | 9.40% | ⇒ | 9.57% |
| 神奈川県 | 9.33% | ⇒ | 9.49% | 愛媛県 | 9.34% | ⇒ | 9.51% |
| 新潟県 | 9.29% | ⇒ | 9.43% | 高知県 | 9.38% | ⇒ | 9.55% |
| 富山県 | 9.31% | ⇒ | 9.44% | 福岡県 | 9.40% | ⇒ | 9.58% |
| 石川県 | 9.36% | ⇒ | 9.52% | 佐賀県 | 9.41% | ⇒ | 9.60% |
| 福井県 | 9.34% | ⇒ | 9.50% | 長崎県 | 9.37% | ⇒ | 9.53% |
| 山梨県 | 9.31% | ⇒ | 9.46% | 熊本県 | 9.37% | ⇒ | 9.55% |
| 長野県 | 9.26% | ⇒ | 9.39% | 大分県 | 9.38% | ⇒ | 9.57% |
| 岐阜県 | 9.34% | ⇒ | 9.50% | 宮崎県 | 9.34% | ⇒ | 9.50% |
| 静岡県 | 9.30% | ⇒ | 9.43% | 鹿児島県 | 9.36% | ⇒ | 9.51% |
| 愛知県 | 9.33% | ⇒ | 9.48% | 沖縄県 | 9.33% | ⇒ | 9.49% |
| 三重県 | 9.34% | ⇒ | 9.48% | | | | |

2 介護保険料率

| 全国一律 | |
|------|-------|
| 変更前 | 1.50% |
| | ↓ |
| 変更後 | 1.51% |



<健康保険の保険料の仕組み>

- 健康保険の被保険者(介護保険第2号被保険者以外)の保険料

$$\text{保険料} = \text{一般保険料 (標準報酬月額} \times \text{一般保険料率)}$$

注. 賞与支払月には、標準賞与額×一般保険料率も徴収されます。

- 介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に該当する健康保険の被保険者の保険料

$$\text{保険料} = \text{一般保険料} + \text{介護保険料 (標準報酬月額} \times \{\text{一般保険料率} + \text{介護保険料率}\})$$

注. 賞与支払月には、標準賞与額×{一般保険料率+介護保険料率}も徴収されます。

※このように計算した保険料の額を、労使折半で負担します。

「継続雇用制度導入」の特例措置がまもなく終了

◆特例措置は3月末まで

現在、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳未満の定年を定めている事業主は、「高年齢者雇用確保措置」（定年の定め廃止、定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれか）を実施する必要があります。

このうち、「継続雇用制度の導入」については、希望者全員を対象とするか、労使協定により対象者の基準を定めなければなりません。現在は特例措置として、中小企業（300人以下）の場合は、対象者の基準を就業規則で定めることが可能です。

この措置は今年3月31日で終了します。中小企業では、対象者に関する基準を就業規則で定めている場合、労使協定により基準を定めた旨を就業規則に定め、労働基準監督署への届出を行わなければなりません。

◆関連する奨励金

定年の引上げや定年の定め廃止等を実施した場合に支給される助成金として、「中小企業定年引上げ等奨励金」があります。

この「中小企業定年引上げ等奨励金」は、65歳以上への定年の引上げや定年の定め廃止等の措置を講じ、6か月以上経過している中小企業事業主に対して、企業規模に応じて一定額が支給されるものです。また、70歳以上への定年の引上げまたは定年の定め廃止等を実施した場合には、上乗せ支給があります。

支給額は「65歳以上への定年の引上げ」の場合、企業規模1人～9人で40万円、10人～99人で60万円、100人～300人で80万円です。「70歳以上への定年の引上げまたは定年の定め廃止」の場合、上乗せ額を含むと企業規模1人～9人で80万円、10人～99人で120万円、100人～300人で160万円です。

◆各種公的支援の活用

この他、雇用保険から支給される高年齢雇用継続基本給付金や、64歳以上の従業員については、事業所税の従業員割の対象外になるなどの税制上の優遇措置などの公的支援があります。これらを効果的に活用し、高齢者が長く働ける企業を目指してみたいでしょうか。

パート労働の問題点と今後の改正について

◆様々な問題点

パート労働については、不安定な雇用、正社員との待遇（賃金・労働条件）の格差、容易な労働条件の引下げ、権利行使や団結権の抑制などについて、多くの問題点が指摘されています。

それらの問題点を解消するため、パートタイム労働法（正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）については、平成19年に改正が行われ、平成20年4月1日から施行されています。

◆前回の改正からまもなく3年経過

上記の改正法の附則では「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされていました。

そして先日、改正法の施行後3年目を迎えていることから、今後のパートタイム労働対策について検討を行うための「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」が厚生労働省内に立ち上げられました。

◆今後の法改正に向けて

この研究会は、（1）パートタイム労働の実態、（2）パートタイム労働の課題、（3）今後のパートタイム労働対策について検討することを大きな目的としています。

パート労働者のさらなる待遇改善を図るため、より具体的には、「通常の労働者との間の待遇の異同」、「通常の労働者への転換の推進」、「待遇に関する納得性の向上」「パートタイム労働法の実効性の確保」について、今後議論が重ねられ、今後の法改正に向けて議論が深められていくと思われます。

企業にも大きな影響を与えかねないパート労働者の取扱いについて、今後の議論の行方を見守りたいところです。

学生が「行きたい会社」と「行きたくない会社」

◆1万人以上が回答

株式会社毎日コミュニケーションズでは、2012年卒業予定の学生を対象に実施した「大学生就職意識調査」の結果を発表しました。この調査は1979年から毎年実施されているものであり、今回は、全国の大学生・大学院生10,768名が回答しています。

この調査結果から、学生たちの就職に関する考え方、行きたい会社・行きたくない会社に関する本音が垣間見えます。採用活動の際の参考にしてみてはいかがでしょうか。

◆学生たちの就職に対する考え方は？

学生の就職観についての質問では、上位から、「楽しく働きたい」(32.6%)、「個人の生活と仕事を両立させたい」(21.2%)、「人のためになる仕事をしたい」(17.5%)、「自分の夢のために働きたい」(11.0%)の順でした。逆に、「出世したい」(1.1%)、「収入さえあればよい」(1.6%)、「社会に貢献したい」(6.3%)などの回答は少なくなっています。

◆どんな会社に行きたいか？

行きたい会社の規模に関する質問では、「大手企業志向」が41.4%（前年比5.6ポイント減）、「中堅・中小企業志向」が53.4%（同5.8ポイント増）となり、中堅・中小企業への就職を希望する人の割合が大幅に増えています。

また、就職企業選択の際のポイントに関する質問では、「自分のやりたい仕事（職種）ができる会社」(43.9%)、「安定している会社」(22.6%)、「働きがいのある会社」(22.0%)、「社風が良い会社」(17.2%)、「これから伸びそうな会社」(12.1%)が上位を占めました。

◆行きたくないのはどんな会社？

逆に、行きたくない会社に関する質問では、「暗い雰囲気のある会社」(44.6%)、「ノルマのきつそうな会社」(32.7%)、「仕事の内容が面白くない会社」(22.4%)、「転勤の多い会社」(19.7%)、「休日・休暇がとれない（少ない）会社」(18.0%)の順に多くなっています。

—確定申告（寄附金控除）—

Q：昨年（平成22年）寄付をしたのですが、確定申告をした方がいいですか。

A：確定申告の必要がない会社員や主婦などでも、確定申告によって税金の還付を受けられる場合があります。

特定の団体への寄付も、申告により寄附金控除（所得控除）を受けることで税金が戻る場合があります。寄附金控除は今回の確定申告から、寄付額から差し引く額が5,000円から2,000円に減り、控除額が拡大しました。

| ＜所得控除と税額控除＞ | |
|-------------|---|
| 所得控除 | 社会保険料控除 生命保険料控除 配偶者控除 基礎控除 医療費控除 寄付金控除 など |
| 税額控除 | 配当控除 住宅借入金特別控除 （住宅ローン控除） 政党等寄付金等特別控除 など |

ワンポイントアドバイス：寄附金控除には次の書類が必要！

①特定の公益法人や学校法人などへの寄附金等については、その法人が適格であることなどの証明書

なお、寄附金の支出先は、「国や地方公共団体」、「社会福祉法人」、「特定の政治献金」、「公益社団法人及び公益財団法人」などと決められています。

②政治献金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金控除のための書類」

なお、特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものは、寄附金控除と政党等寄附金特別控除（税額控除）のどちらか有利な方を選べます。

③寄付した団体などからの領収書等

最新情報

成長分野等人材育成支援事業の活用が可能か、確認してみましょう！

現在、厚生労働省によって、「成長分野等人材育成支援事業」が実施されています（平成24年3月31日までの暫定措置です）。

「成長分野等人材育成支援事業」とは、健康、環境分野及び関連するものづくり分野（成長分野等＝支給対象分野）において、期間の定めのない従業員を雇入れ、又は他の分野から配置転換し、OFF-JTを実施した事業主の方に対して、その負担した訓練費用を、対象者1人当たり20万円（中小企業がOFF-JTとして大学院を利用した場合には、50万円）を上限として支給するものです。

申請は、訓練開始1ヶ月前までに行う必要があります。申請を検討されたい方は、お問い合わせ下さい。

●支給対象事業主の要件●

- ① 雇用保険の適用事業であり、健康、環境分野及び関連するものづくり分野（支給対象分野）の事業を行っていること
- ② ①の事業に、申請前5年以内（職業訓練計画を含む）に雇い入れた、又は異分野から配置転換した従業員を雇用していること
- ③ ②の労働者に対して職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること ほか

●支給対象分野(成長分野等)●

※以下の分類は、「日本標準産業分類」による

| | |
|--|--|
| 大分類 A→中分類 02 - 林業 | |
| 大分類 D - 建設業 | このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの |
| 大分類 E - 製造業 | このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの |
| 大分類 F - 電気・ガス・熱供給・水道業の中の中分類 33 - 電気業 | |
| 大分類 G - 情報通信業 | 例) ウェブコンテンツ事業 |
| 大分類 H - 運輸業・郵便業 | |
| 大分類 L→中分類 71 - 学術・開発研究機関 | このうち、環境や健康分野に関する技術開発を行っているもの |
| 大分類 N→中分類 80→小分類 804 - スポーツ施設提供業 | 例) フィットネスクラブ |
| 大分類 O→中分類 82→小分類 824→細分類 8246 - スポーツ・健康教授業 | 例) スイミングスクール |
| 大分類 P - 医療、福祉 | |
| 大分類 R→中分類 88 - 廃棄物処理業 | 例) ごみ処分量 |
| その他（上記以外） | このうち、環境や健康分野に関する事業を行っているもの 例) エコファン |

お仕事 カレンダー

- 3/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業: 概算保険料 160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 3/16 ●3/16(月)は所得税・贈与税の申告・納税期限です。
- 所得税の確定申告書の提出
 - 所得税の更正請求(前年度分)
 - 青色申告承認申請書の提出(新規適用のもの)

- 3/16 ●確定申告税額の延納の届出書の提出
- 所得税の申告書(損失申告用)の提出
 - 贈与税の申告(前年度分)
 - 個人の道府県民税・市町村民税の申告
 - 個人事業税の申告
- 3/31 ●2月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 個人事業者の消費税の確定申告
 - 1月決算法人の確定申告・7月決算法人の中間申告
 - 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆一雨ごとに暖かくなるので、雨の日がむしろ楽しみであったりもするこの頃、八熊通の白木蓮のつぼみもずいぶんふくらんできました。今月より事務所便りをリニューアルし、より実用的な内容を盛り込んでいきます。ご要望等ありましたらどしどしお寄せください。